

# 電気用品安全法 届出書類チェックシート

このリストは、電気用品安全法の届出書類でよくある誤りをまとめたものです。  
提出前に今一度チェックをお願いいたします。

## 届出書の様式は正しいですか？

「事業届出書（様式第1）」は、新規の「電気用品の区分」を届け出る場合に使用するものです。  
「変更届出書（様式第6）」は、既に届出している内容に変更があった場合に使用するものです。  
例えば、会社名、住所、型式の区分、製造工場の名称及び住所に変更があった場合は変更届出書の提出が必要です。

（参考 | 電気用品安全法 法令業務手引書 Ver 5.0.2 P32-36、P39-41）

✓ check

## 届出日は事後になっていますか？

事業届出書（様式第1）は、事業開始の年月日から 30日以内 に、  
変更届出書（様式第6）は変更の年月日から 遅滞なく 届出を行う必要があります。  
事前の届出は受理することができませんので、ご注意ください。

（参考 | 電気用品安全法 法令業務手引書 Ver 5.0.2 P32-36、P39-41）

✓ check

## 「電気用品の区分」は正しいですか？

様式第1の2.「電気用品の区分」には、施行規則別表第一で定められている「電気用品の区分」（20区分）からいずれかを記載して下さい。「電気用品名」とは異なります。

（参考 | 電気用品安全法 法令業務手引書 Ver 5.0.2 P18、P34-35）

✓ check

## 「電気用品の区分」ごとの届出になっていますか？

届出は、「電気用品の区分」ごとに行う必要があります。

▶ 複数の電気用品を扱っていて、それらが 同一の「電気用品の区分」である場合

→ 一つの届出にまとめて記載して下さい。

例えば、「直流電源装置」と「電灯付家具」の2つの電気用品を扱っている場合、どちらも電気用品の区分が「交流用電気機械器具」になるので、一つの事業届出の中で列記して下さい。

▶ 複数の電気用品を扱っていて、それらが 別の「電気用品の区分」である場合

→ それぞれの「電気用品の区分」ごとに届出が必要です。

例えば、「直流電源装置」と「蛍光灯」の2つの電気用品を扱っている場合、「直流電源装置」は「交流用電気機械器具」の、「蛍光灯」は「光源及び光源応用機械器具」の電気用品の区分で届出が必要です。

また、製造事業と輸入事業を同時に実施する場合も、それぞれで届出が必要です。

（参考 | 電気用品安全法 法令業務手引書 Ver 5.0.2 P34-35）

✓ check

令和6年6月

ご不明な点は、関東経済産業局 製品安全室（電気用品担当）  
048-600-0409（受付時間 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分）へお電話下さい。